

官民連携新技術研究開発事業補助金交付等要綱

令和 4 年 3 月 30 日付 3 農振第 2555 号

新技術研究開発組合代表者 殿

農林水産事務次官

（趣旨）

第 1 近年の各分野での技術振興の重要性の高まりに対応し、農業農村整備事業の分野においても新技術の導入等に積極的に取り組んでいるところであるが、昨今の公共事業の効率的・効果的な実施や国際化の進展に耐え得る競争力の高い農業を育成すべきとの強い要請から、更なる新技術の開発及び普及が緊急の課題となっている。また、国土の均衡ある発展の観点から必要とされる豊かで快適に暮らせる農村地域の生活環境整備、国民全体の財産である自然環境・生態系の保全等を一層促進するために、新技術の開発が強く求められている。

このため、事業現場にすぐに生かせるほ場レベル（フィールドレベル）での創意工夫等による新技術開発を、官民の密接な連携の下に進めるとともに、当該技術内容のインターネット等による情報提供を行うことにより、農業農村整備事業を一層効率的に推進することを目的とする。

（通則）

第 2 官民連携新技術研究開発事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（事業の内容）

第 3 この事業において実施する事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（1）新技術研究開発

新技術研究開発は、農業農村整備事業の低コスト化や技術的課題の解決に資する技術のうち、次のいずれかに該当する技術について行うものとする。

ア 農地の大区画化・汎用化に資する技術

イ 農業水利施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図るための適切な保全管理に資する技術

ウ 土地改良施設の耐震強化等に資する技術

エ 小水力発電等の農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーの導入促進に資する技術

オ 農業収益力向上に資する先進的な基盤整備に係る技術

（2）利活用促進対策

利活用促進対策は、（1）において研究開発された技術（以下「開発技術」という。）についての啓発を行うものとし、おおむね次により実施するものとする。

ア 開発技術に係る情報の収集及び整理

イ 主としてインターネットを用いて整理した情報の普及

（3）新技術研究開発（特定課題）

農業集落排水施設の省エネルギー化や汚水処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備に資する技術の開発を行うものであり、具体的には、平常時・非常時を通じたエネルギーの最適利用システムの技術開発を行うものとする。

（事業実施主体）

第 4 この事業の実施主体は、以下のとおりとする。

- 1 第3の(1)の新技術研究開発に係る実施主体は、農業農村整備事業に係る新技術の研究開発を行っている二以上の民間企業等（以下「関係企業」という。）をもって構成する組合（以下「新技術研究開発組合」という。）であって第6の2により認定を受けたものとする。
- 2 第3の(2)の利活用促進対策に係る実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。
- 3 第3の(3)の新技術研究開発（特定課題）に係る実施主体は、単独の関係企業又は二以上の関係企業をもって構成する組合であって、公募団体であるものとする。

（事業実施期間）

第5 第3の(3)に掲げる事業の実施期間は令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

（新技術研究開発の実施手続）

- 第6 農村振興局長は、毎年度、当該年度以降に実施する研究開発課題を、原則として、当該年度の4月末日までに農林水産省のウェブサイトにおいて募集するものとする。
- 2 関係企業は、第3の(1)の事業を実施しようとするときは、1により公告された研究開発課題に関する新技術研究開発組合を組織して、農村振興局長が別に定めるところにより、官民連携新技術研究開発事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）を作成し、これを1の募集に際し農村振興局長が別に定める期日までに農村振興局長に提出して、その認定を受けなければならない。
 - 3 農村振興局長は、2により事業実施計画書の認定を行うときは、農村振興局長が別に定める審査委員会における審査の結果を踏まえ、その内容について試験研究を行っている試験研究機関（大学又は独立行政法人をいう。以下同じ。）の長と協議しなければならない。
 - 4 新技術研究開発組合は、2の認定を受けたときは、試験研究機関と共同研究の手続を締結するものとする。
 - 5 新技術研究開発組合は、試験研究機関との連携の下に、事業実施計画書に基づき事業を実施するものとする。
 - 6 新技術研究開発組合は、2の認定を受けた事業実施計画書について、農村振興局長が別に定める種類の変更をしようとする場合は、2から5までの規定に準じて行うものとする。この場合において、農村振興局長は、当該変更の内容が軽微であると判断した場合は、3の審査委員会における審査を省略することができるものとする。

（利活用促進対策の実施手続）

- 第7 公募団体は、第3の(2)の事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める様式による事業実施計画書を作成し、農村振興局長に提出してその承認を受けるものとする。

（新技術研究開発（特定課題）の実施手続）

- 第8 農村振興局長は、実施年度以降の新技術研究開発（特定課題）について、公募要領を作成し、農林水産省のウェブサイトにおいて公示するものとする。
- 2 公募団体は、第3の(3)の事業を実施しようとするときは、1により公示された公募要領の新技術研究開発（特定課題）に関し、農村振興局長が別に定めるところにより、官民連携新技術研究開発事業特定課題実施計画書（以下「特定課題計画書」という。）を作成し、農村振興局長に提出して、その承認を受けるものとする。
 - 3 事業実施主体は、2の承認を受けたときは、試験研究機関と共同研究の手続を締結するものとする。
 - 4 事業実施主体は、試験研究機関との連携の下に、特定課題計画書に基づき事業を実施するものとする。
 - 5 事業実施主体は、2の承認を受けた特定課題計画書について、農村振興局長が別に定める種類の変更をしようとする場合は、2から4までの規定に準じて行うものとする。

（事業成果報告書の提出等）

第9 第4の1の事業実施主体は、農村振興局長が別に定める様式により作成した官民連携新技術研究開発事業成果報告書を、農村振興局長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 農村振興局長は、農村振興局長が別に定める審査委員会における審査の結果を勘案して、第3の(1)の事業に係る成果の評価を行うものとする。

3 第4の1の事業実施主体は、農林水産大臣がこの事業の成果の普及を図るときは、これに協力するよう努めなければならない。

(交付の対象及び補助率)

第10 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、第4に定める事業実施主体(以下「補助事業者」という。)が行う別表に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第11 別表の区分の欄に掲げる1から3までの事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第12 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(申請書の提出期限)

第13 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農村振興局長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第14 大臣は、第12の1の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第12の1の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(交付申請の取下げ)

第15 補助事業者は、第12の1の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第14の1の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第16 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、次の場合には、この限りでない。

(1) 補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合

(2) 工事又は製造に係る契約で、予定価格が250万円以下の場合

(3) 工事又は製造に係る契約以外で、予定価格が100万円以下の場合

2 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入

札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第17 補助事業者は、第14の1の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第18 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第19に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第19に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第19 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の提出)

第20 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第21 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第22 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を大臣及び官署支出官大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第23 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第18の1の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 第12の2のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第12の2のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第24 大臣は、第23の1の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第25 補助事業者は、第24の1の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第23の1の規定に準じて提出するものとする。
- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第24の1の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第24の2及び3の規定は前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第26 大臣は、第18の1の（3）の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第14の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - （1）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - （3）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
 - （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、1の（1）から1の（3）までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第24の3の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 27 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 28 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 12 の 1 の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 14 の 1 の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。
- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 3 の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第 29 補助事業者は、補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(収益納付)

- 第 30 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 5 年が経過する日までに補助事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許等を利用する権利の設定等によって相当の収益を生じたときは、農村振興局長が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項による報告があった場合、その他補助事業者に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと大臣が認定したときは、農村振興局長が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

(補助金の経理)

- 第 31 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、1 及び 2 に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 1 から 3 までに基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 32 補助事業者は、第 12 の 1 の規定による交付の申請、第 15 の規定による申請の取下げ、第 18 の 1 の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 21 の規定による状況報告、第 22 の規定による概算払請求、第 23 の 1 の規定による実績報告及び第 23 の 2 の規定による年度終了実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 大臣は、1 の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が 1 の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(国の指導等)

- 第 33 国は、この事業の適性かつ円滑な実施を図るため、第 4 の事業実施主体に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うものとする。

(委任)

- 第 34 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、農村振興局長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、官民連携新技術研究開発事業補助金交付要綱（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 構改 D 第 166 号農林水産事務次官依命通知）及び官民連携新技術研究開発事業実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 構改 D 第 164 号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 2 による廃止前の官民連携新技術研究開発事業補助金交付要綱及び官民連携新技術研究開発事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表（第 10、第 11 及び第 19 関係）

区 分	補助率	軽 微 な 変 更 (以下に掲げる変更以外の変更)	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 新技術研究開発 (1) 研究開発費 ア 研究員費 イ 施設・備品費 ウ 試験研究費 (2) 実証試験費 ア 実証試験工事費 通常の土地改良事業に要する経費より増加することとなる部分に限り、当該工事費の 1 / 6 を限度とする。 イ 機能監視費	1 / 2 以内	1 区分の欄に掲げる 1 の (1) 及び (2) の経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30 パーセントを越える増減 2 区分の欄に掲げる 1 の (1) のアからウまで並びに 1 の (2) のア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30 パーセントを越える増減	1 研究開発項目の追加又は廃止 2 事業実施主体の構成の変更 3 補助事業に要する経費の 30 パーセントを超える増減又は補助金額の増
2 利活用促進対策	定額		
3 新技術研究開発（特定課題）	定額		

〇〇年度 官民連携新技術研究開発事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者
所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、官民連携新技術研究開発事業補助金交付等要綱第 12 の規定に基づき補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 (A + B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
新技術研究開発 1 研究開発費 （ 1 ）研究員費 （ 2 ）施設・備品費 （ 3 ）試験研究費 2 実証試験費 （ 1 ）実証試験工事費 （ 2 ）機能監視費	円	円	円	
合 計				

（注 1）別表の区分の欄の 1 の事業における区分の欄は上記のと通りの記載とし、その経費については以下のとおりとする。

- ・研究員費とは、研究に従事するもの（役員を除く。）の研究時間に対する経費をいう。
- ・施設・備品費とは、機械・装置若しくは工具・器具・備品の購入、外注加工、試作、改良、据付け、修繕又は保守に要する経費をいう。
- ・試験研究費とは、他の項目に属さない経費のうち、旅費、原材料費、副資材費、依頼分析費、消耗品費、賃金等をいう。
- ・実証試験工事費とは、実証試験に係る工事のうち測定機器設置に要する経費をいう。
- ・機能監視費とは、実証試験に係る工事により造成した施設等の機能監視に要する経費をいう。

(注2) 別表の区分の欄の2の事業における区分の欄は「利活用促進対策に要する経費」と記載し、同表の区分の欄の3の事業における区分の欄は「新技術研究開発(特定課題)に要する経費」と記載すること。

(注3) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(注) 各年度における完了予定年月日を記載すること。

5 添付書類

- (1) 定款、寄付行為又は業務方法書等の規約
- (2) 資産及び負債に関する事項を記載した書類
- (3) 収支予算(収支決算)に関する事項を記載した書類

(注1) この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している(公募に応募した際に提出した資料、第6の2、第7及び第8の2に基づく事業実施計画等)資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注3) 添付資料のうち、5 添付書類(1)から(3)までに記載した書類について、申請書のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略できる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年月日

新技術研究開発組合代表者 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第18関係）

〇〇年度 官民連携新技術研究開発事業補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者
所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、官民連携新技術研究開発事業補助金交付等要綱第18の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

〇〇年度 官民連携新技術研究開発事業補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者
所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、官民連携新技術研究開発事業補助金交付等要綱第20の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由
2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇〇年〇月〇日 以降に完了するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

- （注1）括弧内は、該当するものを記載すること。
（注2）「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
（注3）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

〇〇年度 官民連携新技術研究開発事業補助金事業遂行状況報告書

番 号
年月日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者
所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、官民連携新技術研究開発事業補助金交付等要綱第 21 の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇〇年〇月〇日 以降に完了するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

（注 1）「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

（注 2）「事業費」の欄には、事業の出来高（支払金額）を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第 6 号（第 22 関係）

〇〇年度 官民連携新技術研究開発事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者
所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、官民連携新技術研究開発事業補助金交付等要綱第 22 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注 2）

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行 状況 報告 〇月〇日 現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業 完了 予定 年月 日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の予定出来高	金額	〇月〇日 現在の予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合計											

（注 1）「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
（注 2）下線部は、第 21 の 1 のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

〇〇年度 官民連携新技術研究開発事業補助金実績報告書

番 号
年月日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者
所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、官民連携新技術研究開発事業補助金交付等要綱第23の1の規定に基づき、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として〇〇〇〇〇〇〇補助金〇〇〇〇円の交付を請求する。（注2））

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経費 (A + B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
新技術研究開発 1 研究開発費 （1）研究員費 （2）施設・備品費 （3）試験研究費 2 実証試験費 （1）実証試験工事費 （2）機能監視費	円	円	円	
合 計				

（注）備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

- 4 事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
（注）各年度における完了予定年月日を記載すること。

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
新技術研究開発 1 研究開発費 （1）研究員費 （2）施設・備品費 （3）試験研究費 2 実証試験費 （1）実証試験工事費 （2）機能監視費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

支払経費ごとの内訳が確認できる資料又は帳簿等の写し

（注1）この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

（注2）括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

（注3）添付書類については、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

〇〇年度 官民連携新技術研究開発事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者
所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、官民連携新技術研究開発事業補助金交付等要綱第 23 の 2 の規定に基づき、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了 予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国 庫 補助金	(A) のうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
新技術研究開発 1 研究開発費 （1）研究員費 （2）施設・備品費 （3）試験研究費 2 実証試験費 （1）実証試験工事費 （2）機能監視費	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- （注 1）本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越しを行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- （注 2）交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- （注 3）繰越しに際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越しに係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

〇〇年度 官民連携新技術研究開発事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年月日

農林水産大臣 殿

新技術研究開発組合代表者
所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、官民連携新技術研究開発事業補助金交付等要綱第 23 の 4 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
- （注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）
- なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- （1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- （2）付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- （4）補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名：

農林水産省所管 補助事業名									事業実施年度		〇〇年度		
事業の内容				工 期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	機械又は 器具の名称	施行箇所 又は 設置場所	数量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	経 費 内 訳		耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内容	
							国 庫 補助金	その他					
						円	円	円					
合 計													

（注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式によりがたい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。